

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
13	印鑑登録担当課	第7章 用語	—	—	—	—	「移動端末設備」について、定義を用語集に追加。	住民サービスの向上	今回の改定部分について、「移動端末設備」に関する記述が多くみられるが、また、「移動端末設備」の定義が浸透していないため、用語集に定義を記載し、わかりやすくすることが必要であると考えられる。 例えば、令和4年6月にデジタル庁が「マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載行政機関・民間事業者等向け説明資料」において、スマートフォンについて説明していることから、スマートフォン等を例示するのはどうか。	仕様書修正	ご指摘のとおり、移動端末設備の定義を第7章に追加する。 「移動端末設備・・・利用者の電気通信設備であって、移動する無線局の無線設備であるものをいう。電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロを参照。」	
3	印鑑登録担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	【考え方・理由】（略） 利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード用」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいて用いるシリアル番号は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを明記している。	以下の第7章の用語と同義を追記。 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。	住民サービスの向上	用語集から、交付時のみ移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用することが可能になると解釈できるが、用語が類似しているため、具体的な可能なケース・不可能なケースをわかりやすさの観点から、例示してはどうか。 例えば、上記解釈をもとに以下を想定している。 ・個人番号カード用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（「個人番号カード用電子証明書」という。）を用いて、印鑑登録も印鑑登録証の交付も可能であるが、移動端末設備用利用者証明用電子証明書は印鑑登録証の交付のみが可能である。等	対応なし	対応なし。 当該記載は、印鑑登録証明事務処理要領において記載される事務処理に関する取扱いであり、本システムに備える機能として仕様書で記載する内容ではないため。	
4	印鑑登録担当課	第3章 機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	【実装必須機能】 個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。この場合、JPKI 利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。 また、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が再発行された際及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI 利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。	【標準オプション機能】 個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。この場合、JPKI 利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。 また、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が再発行された際及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI 利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録に関しては市条例に基づく業務であり、実装必須機能として、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。」とされているが、個人番号カードを印鑑登録証として使用することの判断は市区町村の裁量と捉えている。 印鑑登録システムにおける実装必須機能、実装不可機能に対して、市の裁量で実装の有無を判断できるものを明確にしてほしい。	対応なし	対応なし。 本機能は、現状の各自治体における実装状況を踏まえ、全国意見照会及び検討会を経て、1.0版において実装必須機能として定めたものである。 一方、個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用するかどうかは自治体の判断となる。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
5	事業者	第7章 用語	-	-	-	※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。		システム上の理由	『5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用』では、印鑑登録証として個人番号カードを利用する場合は、個人番号カード用シリアル番号を登録する、と規定されていますが、印鑑登録証明書を交付する際は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書でも利用できる、というのは矛盾しているのではないのでしょうか。	対応なし	対応なし。 印鑑登録証明事務処理要領において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録識別カードとして利用できる場所、移動端末設備用利用者証明用電子証明書は印鑑登録識別カードとしては利用できず、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、印鑑登録証明書の交付に利用することができることとしている。 一方、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用する場合であっても、J-LISにおいて移動端末設備用利用者証明用電子証明書に紐づく個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供する仕組みがあることから、印鑑登録システムにおいては、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号のみを管理することとしている。	
1	事業者	第7章 用語	-	-	-	「印鑑登録証」の「印鑑登録証等の種類とその概要」を示した表中の記述「※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。」	左記の記述の削除。	業務精度の向上	5章の「印鑑登録証」に「移動端末設備の利用」の記載がなく「印鑑登録システム標準仕様書」の記載内容として一貫性がなく不完全であるため。 また、今回の改定案では、（移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の管理についての記載がないため）「移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能」であることが判断できない。	対応なし	#5のとおり。	
2	印鑑登録担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 即時登録	4.1.2.1 即時登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に旧印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができないため、必要なアラートを表示できること。	「必要なアラートを表示できること」を「標準オプション機能とすること。」に修正する	自治体個別の条例・政策などの対応	即時登録について、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用とされており、実装必須機能となっているが、印鑑登録事務は条例で各市町村が定めているため、この運用を行っていない市町村もあると思われる。標準オプション機能とはならないのか。	対応なし	意見照会の対象外。	

No	発出者	意見詳細							最終方針		
		対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
14	印鑑登録担当課					-	-	業務効率の向上	意見照会の対象資料として、住民記録システム標準仕様書【第4.1版】（案）と印鑑登録システム標準仕様書【第3.1版】（案）が示されたが、PDFファイルでの提供であり、修正履歴もなく、修正箇所を特定するのに時間がかかった。 WORD文書で提供いただくか、6/19にデジタル庁から示された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づいて修正案であっても正誤表の提供いただきたい。 また、仕様に直接関係する必須・不可・オプション機能に係る修正か、直接関係しない【考え方・理由】等の修正かについても判断できるようにしていただきたい。	対応なし	ご意見として受け止める。 今後、確認いただく際の負担が少なくなるよう対応を検討する。